

第三次川越市保健医療計画進行管理について

1 施策評価結果

第三次川越市保健医療計画は２２施策で構成されており、進行管理では、施策毎に「必要性」や指標の「達成度」を踏まえ、今後の取組の方向性を整理することとしています。

令和５年度は、令和６年３月３１日時点の情報をもとに評価し、２２施策のうち７施策において、必要性の上昇や達成度が順調でない状況から、今後実施方法を見直し、成果を高める改善に努める必要があると考えています。

○総括表

基本 目標	主要 課題	施 策		必要性	達成度	方向性	実施方法
1	1	1	保健衛生施設の機能充実	維持	概ね順調	維持	継続
1	1	2	検査機能の充実	維持	概ね順調	維持	継続
1	2	1	精神保健対策の推進	維持	順調	維持	継続
1	2	2	感染症予防対策の推進	上昇	順調	拡充	見直し
1	3	1	食の安全の確保	維持	概ね順調	維持	継続
1	3	2	衛生的な住環境の確保	維持	概ね順調	維持	継続
2	1	1	予防接種の推進	維持	概ね順調	維持	継続
2	2	1	母子保健の充実	上昇	順調	拡充	見直し
2	3	1	健康づくりの支援	維持	概ね順調	維持	継続
2	3	2	食育の推進	維持	順調でない	維持	見直し
2	3	3	歯科口腔保健の充実	維持	順調	維持	継続
2	3	4	特定健康診査等の実施	維持	順調でない	維持	見直し
2	3	5	がん検診等の実施	維持	順調	維持	継続
3	1	1	地域医療の基盤づくり	上昇	順調でない	拡充	見直し
3	1	2	医療の安全確保	維持	順調	維持	継続
3	2	1	救急医療体制の整備	上昇	順調でない	拡充	見直し
3	2	2	災害時医療体制の整備	上昇	概ね順調	拡充	見直し
3	3	1	障害者医療の充実	維持	概ね順調	維持	継続
3	3	2	母子医療の充実	維持	順調	維持	継続
3	3	3	難病対策	維持	順調	維持	継続
4	1	1	国民健康保険制度の健全な運営	維持	概ね順調	維持	継続
4	1	2	後期高齢者医療制度の円滑な運用	維持	順調	維持	継続

【評価の視点：必要性】

上 昇	社会的関心やニーズが高まる、国が法改正等を行うなど、必要性が前年度と比較して高まっており、成果の拡充が求められる社会状況。
維 持	必要性が前年度と比較して変わらない状況。
低 下	社会的関心やニーズが薄れる、民間で多く実施され市が関与する意義が薄れてきているなど、必要性が前年度と比較して低くなっている状況。

※「必要性」は、前年度と比較した必要性の変化を選択するものであり、「救急医療だから必要性が高い」など、絶対的な必要性の高低で捉えない。
※必要性が高まることは、「方向性」の「拡充」や、「実施方法」の「見直し」につなげる必要がある。

【評価の視点：達成度】

「施策の指標」がある場合は定量的に分析し、無い場合は「施策を取り巻く社会環境の変化」等から定性的に分析する。

順 調	指標が順調に推移している状況。指標が無い場合は、必要な取組が着実に行われている状況。
概ね順調	指標が遅れてはいるものの、基準値より改善が見られる状況。指標が無い場合は、必要な取組が概ね予定どおり行われている状況。
順調でない	指標が計画当初より後退している状況。指標が無い場合は、必要な事業が予定どおり実施できていない状況。

※達成度が順調でない場合、市の取組に関わらず、社会的影響を受けている場合があるので、社会環境の変化などからも要因を分析する必要がある。
※達成度が順調でない場合、「実施方法」の「見直し」につなげる必要がある。

【評価の視点：方向性】

拡 充	主に「必要性」で「上昇」と評価された場合、方向性は「拡充」となる。
維 持	主に「必要性」で「維持」と評価された場合、方向性は「維持」となる。
縮 小	主に「必要性」で「低下」と評価された場合、方向性は「縮小」となる。

※「拡充」は成果の拡充（前年度よりも多くの成果を出す）を意味し、単に予算や人員の増を指すものではない。

【評価の視点：実施方法】

継 続	主に「方向性」が「維持」の場合に「継続」となる。なお、成果を維持しながら効率性を高める場合は「見直し」となる。
見直し	主に「方向性」で「拡充」または「縮小」の場合に「見直し」となり、方向性に沿って必要な見直しを行う。

※「実施方法」については、「方向性」等に関わらず、常に、成果を維持しながら、予算や労力の縮小を行うなど、効率性を重視した「見直し」を検討する必要がある。
※「見直し」には、民間活用など、市の関わり方に関する「見直し」も含む。
※「見直し」にあたっては、予算を増やさず、成果を高める方法を検討し、予算を増やす場合は、歳入増や他事業の縮小などと一体的に考える必要がある。

2 実施方法が「見直し」となった7施策の要因と今後の取組

※全施策（22 施策）の評価内容は、参考 2「第三次川越市保健医療計画施策評価報告書（令和 5 年度）概要版」でご確認ください。

施策	「見直し」となった要因	今後の取組
1-2-2 感 染 症 予 防 対 策 の 推 進	○必要性が「上昇」 ・様々な感染症の流行状況を注視しながら必要な対策を行う必要があるため。 ・年 1 回程度、川越市保健所健康危機対処計画（感染症対応マニュアル）の見直しを行う必要があるため。	・現状の施策に継続して取り組むとともに、新たな感染症の発生等による健康危機に備え、国や県と連携しながら、必要な対策を講じる。 ・年 1 回程度、川越市保健所健康危機対処計画（感染症対応マニュアル）の見直しを行う。
2-2-1 母 子 保 健 の 充 実	○必要性が「上昇」 ・妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援体制を整備する必要があるため。 ・国がこども政策の抜本強化を掲げており、母子保健施策についても必要性が高まっているため。	・妊産婦の不安の軽減と孤立感の解消、子どもの健全育成、保護者の育児不安の解消のため、工夫をしながら妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援体制の整備を図っていく。 ・国が進めるこども政策の抜本強化等に対応するため、産後ケア（居宅訪問型）及び 5 歳児健康診査に取り組む。
2-3-2 食 育 の 推 進	○達成度が「順調でない」 ・施策の指標 3「1 日 2 回以上、主食・主菜・副菜がそろった食事をしている人の割合（60 歳代以上）」・4「塩分の摂取量について意識している人の割合（20～50 歳代）」の令和 5 年度の実績値が、基準時点の数値より低下しているため。 ・スーパーマーケット等と連携した食環境整備や、ナトカリ比測定会・教室等、市民への直接の働きかけを行ったが、食習慣の変容には時間がかかることから、引き続き取り組んでいく必要があるため。	・啓発やイベントを始めとする健康づくりの取組を行う。また、民間企業等と連携し、食環境づくりのための幅広い事業を更に展開する。 ・川越市健康づくり推進協議会の意見を踏まえ、健康かわごえ推進プラン（川越市食育推進計画）の各施策を通じて推進を図るとともに、次期計画策定を行う。
2-3-4 特 定 健 康 診 査 等 の 実 施	○達成度が「順調でない」 ・特定保健指導実施率について、対象者には、個別に電話での参加勧奨を行っているが低い状況にあるため。	・川越市国民健康保険第 3 期保健事業等実施計画（データヘルス計画）を令和 6 年度より開始する。特定健康診査等の実施について、目標値達成に向け、第 3 期計画にある各種事業に取り組んでいく。

施策	「見直し」となった要因	今後の取組
3-1-1 地 域 医 療 の 基 盤 づ く り	○必要性が「上昇」 ・疾病構造の変化、高齢化の進展に伴い、自宅や地域で必要な医療を受けられる在宅医療のニーズの増加が見込まれており、市民に在宅医療を周知し、理解を深めてもらう必要があるため。 ・国において、2040 年頃を見据えた新たな地域医療構想等に関する検討が進められている。 ○達成度が「順調でない」 ・看護師学校養成所又は准看護師養成所の卒業者で、市内医療機関等に就職した人数が、前年度より減少しているため。	○必要性が「上昇」 ・市民に在宅医療を周知し、理解を深めてもらうため、関係機関と連携して令和 6 年度に在宅医療パンフレットを作成する。 ・国の地域医療構想に関する検討状況を踏まえて対応を検討する。 ○達成度が「順調でない」 ・引き続き、市内の看護師学校養成所等に財政支援を行う。 ・市立学校等に対して、看護師学校養成所等の情報や、県の奨学金・修学資金等の制度の周知・啓発を行う。
3-2-1 救 急 医 療 体 制 の 整 備	○必要性が「上昇」 ・市立小中学校の A E D について、学校開放事業など、校舎施錠時に施設利用者がいる場合の対応を検討する必要があるため。 ○達成度が「順調でない」 ・救急搬送人員における軽症者の比率が、前年度より高くなったため。	○必要性が「上昇」 ・市立小中学校の A E D について、校舎施錠時にも使用できる方法として屋外設置を検討する。 ○達成度が「順調でない」 ・救急搬送人員における軽症者の割合が増加傾向にあるため、救急車の利用について、過度な利用抑制につながらないよう配慮しながら、S N S 等を通じて、埼玉県救急電話相談や埼玉県 A I 救急相談の普及啓発に努め、適正利用の周知を図る。
3-2-2 災 害 時 医 療 体 制 の 整 備	○必要性が「上昇」 ・令和 6 年能登半島地震への保健師等派遣を踏まえて、保健師活動マニュアル等の改訂を検討するため。 ・新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく国、県の行動計画改定を踏まえて、川越市新型インフルエンザ等対策行動計画を改定する必要があるため。	・「川越市地域防災計画」に基づく医療救護活動を効果的に行うため、関係機関等と本市が災害時の保健医療体制の確保に関する必要な事項の連絡調整等を行う場として、「川越市災害保健医療連絡会議」を開催し、課題の洗い出し等を行う。 ・令和 6 年能登半島地震への保健師等派遣での経験を踏まえ、保健師活動マニュアル及び保健師派遣後方支援マニュアルの見直しを検討する。 ・新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく国、県の行動計画改定を踏まえ、川越市新型インフルエンザ等対策行動計画の令和 7 年度改定に向けて取り組む。